

令和 6 年度 加古川市青少年問題協議会議案

と き 令和 6 年 7 月 11 日（木）午後 1 時 30 分

ところ 加古川市役所北館 大会議室

目 次

1	加古川市青少年問題協議会委員名簿	1
2	加古川市青少年問題協議会幹事名簿	2
3	地方青少年問題協議会法	3
4	加古川市青少年問題協議会条例	5
5	加古川市青少年問題協議会条例施行規則	7
6	令和6年度報告事項（令和5年度基調提案の報告）	10
	子どもたちの教育機会の確保と社会的自立を目指した不登校児童生徒 支援対策について	

加古川市教育相談センター 所長 伊藤 良介

7	協議事項	
	（1）令和6年度加古川市青少年健全育成基本方針（案）について	12
	（2）令和6年度青少年健全育成重点施策の概要（案）について	14
	（3）青少年健全育成に関わる組織図について	15
	（4）令和6年度青少年健全育成に関する各所管担当事業について	16
8	講 演	21
	こども大綱と少子化対策	

加古川市こども部こども政策課長 中川 卓也

9	ひょうご青少年憲章	22
10	児童憲章、加古川市民憲章	23

加古川市青少年問題協議会委員名簿

令和6年6月1日付

No.	氏 名	所 属 等	条例該当
1	山崎 兼次	加古川市議会議員	2条2項(1)
2	中山 俊明	加古川市議会議員	2条2項(1)
3	野北 浩三	兵庫県東播磨県民局長	2条2項(2)
4	東 弘美	兵庫県播磨東教育事務所長	2条2項(2)
5	塩井 学	加古川警察署長	2条2項(2)
6	小南 克己	加古川市教育長	2条2項(2)
7	後藤 強	加古川市社会教育委員	2条2項(2)
8	新谷 浩一	高等学校長代表(加古川東高等学校)	2条2項(2)
9	藤尾 昌也	中学校長代表(浜の宮中学校)	2条2項(2)
10	嶋 基伸	小学校長代表(鳩里小学校)	2条2項(2)
11	竹中 重夫	加古川市福祉事務所長	2条2項(2)
12	中村 亮太	加古川市PTA連合会	2条2項(3)
13	松浦 博之	加古川市消防団	2条2項(3)
14	岡本 正幸	加古川市社会福祉協議会	2条2項(3)
15	旗手 信秀	加古川市民生児童委員連合会	2条2項(3)
16	田中 あや	加古川市少年団指導者協議会	2条2項(3)
17	池田 勝己	加古川市青少年育成連絡協議会	2条2項(3)
18	浜田 時子	加古川市人権・同和教育協議会	2条2項(3)
19	柳谷 佐代子	加古川保護区保護司会	2条2項(3)
20	田中 彦矢	加古川市少年補導委員会	2条2項(3)
21	中山 慎一	加古川医師会	2条2項(3)
22	中尾 るみ子	加古川商工会議所	2条2項(3)
23	六田 翔	加古川青年会議所	2条2項(3)
24	原 志津	兵庫大学	2条2項(3)

加古川市青少年問題協議会幹事名簿

令和6年4月1日付

No.	氏 名	職名又は役職名	規則該当
1	松尾 光隆	教育指導部長	4条(1)
2	杉本 達之	教育指導部次長	4条(1)
3	尾崎 貴弥	教育指導部参事(学校教育担当)	4条(1)
4	今津 幸央	教育指導部参事(教育支援推進担当)	4条(1)
5	岡本 延也	社会教育課長	4条(1)
6	岡本 智裕	学校教育課長	4条(1)
7	岡本 ひとみ	教育支援課長	4条(1)
8	岸本 祐典	生徒指導担当者会代表(浜の宮中学校)	4条(2)
9	中村 浩康	高齢者・地域福祉課長	4条(3)
10	福浦 正浩	家庭支援課長	4条(3)
11	富岡 頼史	加古川警察署生活安全第二課長	4条(4)
12	藤村 学樹	加古川警察署生活安全第二課少年係長	4条(4)
13	名生 孝徳	市民協働部参事(兼)人権文化センター所長	4条(5)
14	中川 卓也	こども政策課長	4条(5)
15	笠原 久義	幼児保育課長	4条(5)
16	小口 美香	スポーツ・文化課長	4条(5)

○地方青少年問題協議会法

(昭和 28 年 7 月 25 日)

(法律第 83 号)

第 16 回特別国会

第 5 次吉田内閣

改正 昭和 32 年 6 月 1 日法律第 158 号

同 33 年 5 月 10 日同第 144 号

同 37 年 4 月 16 日同第 77 号

同 41 年 3 月 31 日同第 16 号

同 43 年 6 月 15 日同第 99 号

同 58 年 12 月 2 日同第 80 号

平成 11 年 7 月 16 日同第 102 号

同 25 年 6 月 14 日同第 44 号

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

(昭 41 法 16・平 11 法 102・改称)

(設置)

第 1 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第 2 条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第4条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第5条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第6条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

○ 加古川市青少年問題協議会条例

昭和 56 年 4 月 1 日

条例第 9 号

改正 平成 12 年 12 月 22 日条例第 49 号

平成 25 年 12 月 25 日条例第 33 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条の規定に基づき、加古川市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により任命又は委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 協議会に、専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第 6 条 協議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

(幹事)

第 7 条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、会長の命を受けて、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(補則)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(加古川市青少年問題協議会条例の廃止)

- 2 加古川市青少年問題協議会条例（昭和 35 年条例第 17 号）は、廃止する。

附 則（平成 12 年 12 月 22 日条例第 49 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 25 日条例第 33 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(加古川市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 2 加古川市附属機関の設置に関する条例（昭和 32 年条例第 1 号）を次のように改正する。
第 1 条の表加古川市青少年問題協議会の項を削る。

○ 加古川市青少年問題協議会条例施行規則

昭和56年4月1日

規則第10号

改正 昭和57年3月31日規則第10号
昭和57年6月30日規則第24号
昭和61年3月31日規則第7号
平成2年3月23日規則第4号
平成6年8月10日規則第31号
平成7年3月31日規則第14号
平成11年3月30日規則第18号
平成11年6月16日規則第41号
平成11年7月27日規則第49号
平成14年3月29日規則第18号
平成15年3月31日規則第22号
平成17年3月31日規則第17号
平成21年6月30日規則第49号
平成24年4月27日規則第39号
平成26年1月30日規則第3号
平成27年3月31日規則第30号
平成27年6月5日規則第46号
令和元年6月25日規則第4号
令和4年6月30日規則第33号
令和6年3月22日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、加古川市青少年問題協議会条例（昭和56年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第2条第2項第2号に規定する委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 兵庫県東播磨県民局長
- (2) 兵庫県播磨東教育事務所長
- (3) 加古川警察署長
- (4) 加古川市教育長
- (5) 加古川市社会教育委員 1人
- (6) 高等学校長代表 1人
- (7) 中学校長代表 1人
- (8) 小学校長代表 1人
- (9) 加古川市福祉事務所長

2 条例第2条第2項第3号に規定する委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 次に掲げる団体からの代表
 - ア 加古川市町内会連合会 1人
 - イ 加古川市PTA連合会 1人
 - ウ 加古川市消防団 1人

- エ 加古川市社会福祉協議会 1人
- オ 加古川市民生児童委員連合会 1人
- カ 加古川市少年団指導者協議会 1人
- キ 加古川市青少年育成連絡協議会 1人
- ク 加古川市人権・同和教育協議会 1人
- ケ 加古川保護区保護司会 1人
- コ 加古川市少年補導委員会 1人
- サ 加古川医師会 1人
- シ 加古川商工会議所 1人
- ス 加古川青年会議所 1人

(2) その他市長が適当と認める者 若干人

(会議)

第2条の2 協議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第3条 条例第6条第1項の規定による部会は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 企画調査部会
- (2) 施設環境部会
- (3) 青少年育成部会

(幹事)

第4条 条例第7条第2項に規定する関係行政機関の職員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教育委員会事務局職員 7人以内
- (2) 学校教職員 2人以内
- (3) 福祉事務所職員 2人以内
- (4) 所轄警察署職員 2人以内
- (5) その他市長が特に必要と認める行政機関の職員 4人以内 (

(庶務)

第5条 この協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(加古川市青少年問題協議会条例施行規則の廃止)

2 加古川市青少年問題協議会条例施行規則(昭和35年規則第14号)は、廃止する。

附 則(昭和57年3月31日規則第10号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年6月30日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年3月31日規則第7号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月23日規則第4号）
この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成6年8月10日規則第31号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第14号）
この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日規則第18号）
この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月16日規則第41号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年7月27日規則第49号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第18号）
この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第22号）
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第17号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月30日規則第49号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月27日規則第39号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年1月30日規則第3号）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第30号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により引き続き教育長として在職する間は、この規則による改正前の青少年問題協議会条例施行規則第2条第1項の規定は、なお効力を有する。

附 則（平成27年6月5日規則第46号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第4号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年6月30日規則第33号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月22日規則第6号）
この規則は、公布の日から施行する。

令和6年度報告事項（令和5年度基調提案の報告）

■ 子どもたちの教育機会の確保と社会的自立を目指した不登校児童生徒支援対策について ■

教育支援課 教育相談センター
所長 伊藤 良介

1 加古川市の不登校児童生徒の現状について

本市の不登校児童生徒は増加し続けており、令和5年度は734人となり、前年度より45人増加している。特に小学校においては、不登校児童数が43人増加している。全国及び兵庫県の状況は発表されていないが、本市と同様の状況になっているものと推測できる。

不登校児童生徒及びその保護者から寄せられた相談をもとに、本市の不登校児童生徒の状況を把握すると、「学校生活にやる気が出ない」、「登校の意思はあるが、漠然とした不安や気持ちの落ち込みがある」が多くなっている。中学校においては、「学業の不振」が多く、授業がわからない、宿題を提出できないということから不登校につながっていることも推察できる。

小学校	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	不登校児童について把握した事実 (R5年度)
市不登校児童数	83人	105人	166人	236人	279人	・学校生活にやる気が出ない 21.2% ・生活リズムの不調 19.1% ・不安 12.0%
うち90日以上欠席	78人	39人	96人	39人	126人	
市不登校率	0.58%	0.74%	1.20%	1.75%	2.11%	
県不登校率	0.82%	1.01%	1.32%	1.80%	—	
全国不登校率	0.84%	1.01%	1.30%	1.72%	—	
中学校	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	不登校生徒について把握した事実 (R5年度)
市不登校生徒数	294人	333人	414人	453人	455人	・学校生活にやる気が出ない 14.4% ・不安 14.1% ・学業の不振 14.1%
うち90日以上欠席	254人	202人	297人	202人	316人	
市不登校率	4.24%	4.78%	5.98%	6.50%	6.59%	
県不登校率	4.62%	4.91%	5.82%	7.06%	—	
全国不登校率	4.12%	4.30%	5.00%	6.27%	—	

※不登校児童生徒とは、病気や経済的理由以外の何かしらの理由で、登校しない（できない）ことにより長期欠席（30日以上欠席）した者

※不登校児童生徒について把握した事実とは、本人及び保護者からの相談によって確認したもの

2 令和5年度の本市の不登校対策について

(1) わかば教室における支援

① わかば教室（センター教室）での支援

家から出ることはできるが学校に行くことができない児童生徒に対して、心のエネルギーを蓄える児童生徒の居場所づくりや社会性の醸成に向けて支援を行った。

〔在籍人数〕

小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	中計	合計
1人	—	4人	4人	7人	7人	23人	13人	16人	14人	43人	66人

② 子どもの交流スペース「わかば」（サテライト教室）での支援

令和5年度より、わかば教室のサテライト教室として、「体験活動型」を少年自然の家に、「学習支援型」を3か所の公民館に設置し、多様な学びの機会を提供した。

○ 「体験活動型」わかば教室（少年自然の家：週2回）

体験活動を通して、児童生徒の仲間意識を醸成し、社会的自立に向けた支援を行った。

〔利用実人数〕

（利用延べ人数：小学生216人、中学生74人）

小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	中計	合計
5人	3人	2人	5人	6人	3人	24人	3人	—	1人	4人	28人

○「学習支援型」わかば教室（3か所の公民館：各週1回）

児童生徒の学習の機会及び居場所を確保し、社会的自立に向けた支援を行った。

〔利用実人数〕

（利用延べ人数：小学生7人、中学生164人）

小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	中計	合計
1人	1人	—	—	—	1人	3人	8人	7人	1人	16人	19人

（2） 校内サポートルームにおける支援

令和4年度より、3か所の小学校にメンタルサポーターを配置し、校内サポートルーム等での支援に取り組んだ結果、徐々に好転している状況が見られた。

〔小学校メンタルサポーターの活動状況〕

	R4年度	R5年度	増減
合計利用者のべ人数 （1校当たり月平均）※	1,318人 (39.9人)	2,033人 (56.5人)	715人 (16.6人)
家庭訪問実施のべ人数 （1校当たり月平均）※	37人 (1.1人)	7人 (0.2人)	△30人 (△0.9人)
実人数	37人	50人	13人

※8月は活動しないため、月平均は11か月で割り戻す

（3） フリースクール等民間事業者との連携における支援

フリースクール等民間事業者連絡協議会を開催し、「フリースクールの保護者への広報について」、「保護者会の運営について」の意見交流を行った。

3 令和6年度以降の不登校対策の展開について

令和5年度に引き続き、学校内での支援については、小学校でのメンタルサポーターの増員を進めるとともに、校内サポートルームの環境整備に取り組んでいく。学校外での支援については、わかば教室（センター教室）及び子どもの交流スペース「わかば」（サテライト教室）での支援の充実を図る。

また、子どもたち一人一人に応じた学びの選択肢や居場所の提供をこれまで以上に充実させるためには、フリースクール等民間事業者との連携が欠かせないため、連携を継続していく。

さらに、「家から出ることにはできるが、在籍校に行くことができない」、「学校で学び直し、進学の見通しを持ちたい」という学業不振の課題を抱える児童生徒に対して、適切な支援に繋げていくため、学びの多様化学校の設置に向けて検討を進めていく。

具体的には、以下（1）から（4）に示す支援に取り組んでいく。

（1） わかば教室における支援

① わかば教室（センター教室）での支援

加古川市役所北館の大規模改修（令和6年5月竣工）に伴い、施設内に様々な形態の教室環境を設置し、個々の状況に応じた支援の充実を図る。

② わかば教室のサテライト教室での支援

「学習支援型」のサテライト教室を新たに1か所の公民館に設置し、市内5か所のサテライト教室において引き続き支援を実施する。

（2） 校内サポートルームでの支援

○ 新たに6か所の小学校に校内サポートルームを設置し、メンタルサポーターによる支援を実施する。

○ 小・中学校の校内サポートルームの学習環境の整備を実施する。

（3） フリースクール等民間事業者との連携

民間事業者のノウハウやスタッフを活用した施設の在り方を検討する。

（4） 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）※設置について検討

様々な理由により、在籍校やその他の通常の学校に通いにくい、「進学のために学び直したい」、「授業を受けたい」と希望する生徒に対して、現状では十分な支援体制が確立できていない。今後も、不登校児童生徒は増加していくことが予測されることから、子どもたち一人一人に応じた学びの選択肢をより充実させることが必要である。

※特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時間が少なかったり、体験活動や探究的な学習が充実していたり、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行うことができる学校。

令和6年度加古川市青少年健全育成基本方針（案）

次代を担う青少年が、健やかでたくましく、のびのびと育つことは、すべての人々の願いであり、本市の将来の都市像である「夢と希望を描き幸せを実感できるまち加古川」の実現を図るうえで非常に重要です。

近年、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、物質的な豊かさ
と便利さを手に入れた反面、価値観の多様化が進み、既存の価値観が大きく
揺らいでいます。

また、3年間にわたるコロナ禍での生活は、子どもたちのコミュニケーション能力に大きな影響を及ぼしており、集団生活において人間関係を上手く
築けない子どもたちが増加する中で、今後の動向を注視する必要があります。

さらに、急速な通信メディアの普及はSNSトラブルやネットいじめ等の
深刻な社会問題を生み出すとともに、不登校、ひきこもり、ネット依存、自
殺等の問題を助長させており、それらの対応も喫緊の課題となっています。

このような状況の中で、青少年が心豊かな人間性を備え、一人一人が伸び
伸びと育ち、その権利が守られる地域社会を作ることは、私たち大人に課せ
られた責務であります。

本市では、「加古川市青少年健全育成基本方針」に基づき、これらの多様
で複合的な問題解決に向けて学校園・家庭・地域ならびに行政がそれぞれの
果たすべき役割を自覚し、教育機能を十分発揮しながら相互の連携と協働を
図るとともに、青少年が心豊かで健やかに育つための環境づくりに地域総が
かりで取り組んでまいります。

加古川市では、加古川市青少年健全育成基本方針を受け、学校園・家庭・地域において、次の取組を行います。

学校園

学校園におけるすべての教育活動を通して、「ともに生きるこころ豊かな人づくり」を基本理念として、子ども一人一人の「生きる力」を育むことに努めます。

【具体的な取組】

- 子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育みます。
- 命を大切に、心豊かな子どもの育成を目指す、『いのちと心サポート事業』を推進します。
- いじめや不登校、問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組を推進します。
- 子どもたちの安全・安心を確保し、だれからも信頼される教育の環境づくりに努めます。

家庭

家庭教育はすべての教育の出発点であり、教育基本法第10条で、子どもの教育については、父母やその他の保護者に第一義的責任があることが規定されています。

家庭においては、子どもの成長に果たす家庭の役割やその重要性、とりわけ親の責務を認識し、日々の家庭生活の中での継続した教育や躾に取り組めます。

【具体的な取組】

- 「早寝・早起き・バランスのよい朝ごはん」運動などを推進し、子どもたちに基本的な生活習慣を身につけさせます。
- 家庭での役割を分担し、お手伝いを通して子どもたちに勤労の尊さを学ばせます。
- 年長者を敬う気持ちや、人を思いやる気持ちを育てます。
- 家族全員が協力して、子どもの家庭教育にあたります。

地域

地域の結びつきを深め、青少年の社会参加を促進するとともに、「地域の子どもは地域で守り育てる」という視点から、地域ぐるみで子どもを育む教育の推進に取り組めます。

【具体的な取組】

- 地域ぐるみで学校園を支援する活動を通して、地域の教育力を高め、地域総がかりで子どもたちを健やかに育みます。
- 地域の伝統的な文化やくらし、遊び等を伝えていく青少年団体活動への支援と参加を促進します。
- 住民一人一人の危機管理や防犯意識の高揚を図ります。
- 痴漢・変質者、凶悪事件等に備えるため、地域防犯のネットワーク化を図ります。

青少年の健全育成に携わる行政関係課は、加古川市青少年健全育成基本方針のもと、学校園・家庭・地域をサポートしていく責務があり、関係諸機関・諸団体との有機的な連携を図りながら、「安心して暮らせるまちづくり」「心豊かに暮らせるまちづくり」を推進するため、直接・間接的に様々な事業を展開していきます。

◆令和6年度 青少年健全育成重点施策の概要◆ (案)

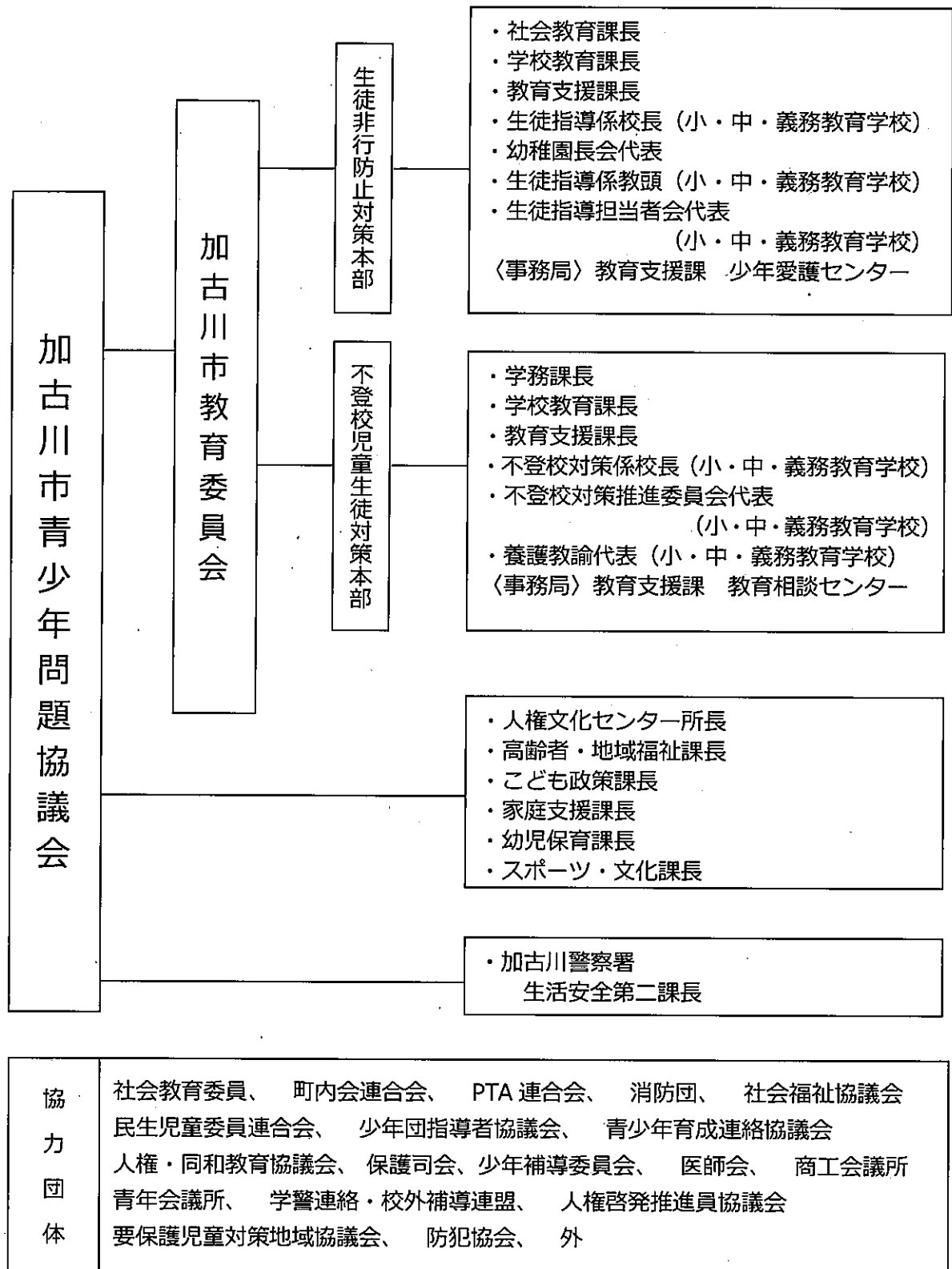
● 重点目標 ●

青少年の自立を目指し、その自己実現を促すため、学校園・家庭・地域社会及び関係機関の緊密な連携のもと、よりよい環境の創造と青少年の健全育成及びその支援体制の強化を図る。

また、青少年が社会の一員として役割を果たせるよう、地域総がかりで青少年を育成するという市民意識の高揚に努める。

1 青少年施策の推進体制の充実	(1) 青少年施策の総合調整	…	社会教育課
	(2) 地域活動の連帯強化	…	社会教育課
2 青少年活動の強化	(1) 青少年団体活動の振興と参加促進	…	社会教育課
	(2) 青少年活動の指導者養成	…	社会教育課
	(3) 青少年の交流活動の推進	…	社会教育課
3 青少年の自立の支援	(1) 教育相談活動の充実	…	教育支援課
	(2) 不登校対策の推進	…	教育支援課
	(3) 有職・無職少年対策の推進	…	教育支援課
	(4) 自殺予防教育の推進	…	教育支援課
4 青少年の非行防止対策の強化	(1) 補導活動の強化	…	教育支援課
	(2) 少年非行相談活動の充実	…	教育支援課
	(3) 環境浄化の推進	…	教育支援課 高齢者・地域福祉課
	(4) 非行防止活動の強化	…	教育支援課
5 幼児・児童・生徒の生きる力の育成	(1) 就学前教育の推進	…	幼児保育課
	(2) 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成	…	学校教育課
	(3) 校種間連携の推進	…	学校教育課
6 家庭教育・子育て支援の推進	(1) 家庭・地域教育の支援	…	社会教育課
	(2) 要支援家庭への支援	…	家庭支援課
	(3) 子育て支援の推進	…	こども政策課 家庭支援課
7 青少年の体力づくりの推進	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進	…	スポーツ・文化課
	(2) くらしの中の体力づくりの推進	…	スポーツ・文化課
8 「いのちと人権」を尊重する人権文化の創造	(1) 人権尊重のまちづくりに向けた各種団体相互の連携と組織的、計画的な推進	…	人権文化センター
	(2) 互いの人権が尊重される人権教育の推進	…	学校教育課 人権文化センター
	(3) 人権相談活動の推進	…	人権文化センター
	(4) いじめ対策の推進	…	教育支援課 学校教育課

青少年健全育成に関わる組織図



令和6年度 青少年健全育成に関する各所管担当事業

【別紙1】

所 管 名	事 業 名
教育支援課	1 青少年健全育成事業 (1) 青少年育成連絡協議会活動の推進 ① 全市大会・中学校区大会の実施 ② 「子どもを守る110番の家」の啓発、加入促進 2 青少年問題協議会運営事業 (1) 市青少年問題協議会 3 家庭教育支援相談事業 (1) 教育相談（面接・電話・訪問相談） 子どもの教育上の諸問題（いじめ、不登校、友人関係、学習、進路、発達、子育て、苦情、要望、心のケア等）に関する相談 (2) 要保護児童対策 4 不登校児童生徒支援事業 不登校児童生徒に対する継続的な支援や体験活動を通じた支援 (1) 「わかば教室」、小集団体験活動「アタック・ゴー」 体験活動「ピア・スペース」の実施 (2) 不登校児童生徒対策本部会議の開催 (3) 不登校対策推進委員会の実施 (4) 不登校の子どもを持つ親の会（「あすなろ会」）支援 5 メンタルサポート事業 (1) 各中学校及び義務教育学校にメンタルサポーターを配置 (2) 9小学校にメンタルサポーターを配置 6 学校生活適応推進事業 (1) 学校生活に関するアンケート（アセス）の実施 (2) 心の相談アンケートの実施及び教育相談の推進 (3) 学校生活適応推進研修会の実施 (4) 自殺予防教育の推進 7 いじめ問題対策推進事業 8 スクールソーシャルワーカー活用事業 (1) 各中学校区及び義務教育学校区にスクールソーシャルワーカーを配置 9 スクールサポートチーム活用事業 10 少年補導・相談事業 (1) 少年愛護センター運営協議会 (2) 加古川市少年補導委員会 ① 地区別街頭補導活動 ② 特別補導 ③ 広域合同補導（東播磨ブロック） ④ 総会・役員会・理事会（事業・研修・広報部会） (3) 合同補導（毎月10日） (4) 少年相談活動（電話・面談・訪問相談） (5) ネットパトロール事業（毎月情報交換会） (6) 「少年をまもる店」協力店加入運動の推進 (7) 重点巡視（危険）箇所・有害環境調査の実施と改善、浄化活動 (8) 少年善行賞表彰 (9) 自立支援教室「ふれ愛教室」

所 管 名	事 業 名
	11 青少年対策事業 (1) 生徒非行防止対策本部会議の開催 (2) 加古川市・加古郡中学校生徒指導担当者会（月1回）の実施 (3) 加古川市西部・高砂市中学校生徒指導連絡会（年2回）の実施 (4) 学警連絡・郊外補導連盟会議（理事会・委員会）の実施 (5) 加古川市小学校生徒指導研究部会（4ブロック）の実施 (6) 有職・無職少年対策事業（青少年追相談員制度） (7) 青少年健全育成街頭啓発キャンペーン (8) 広報啓発活動
社会教育課	<社会教育課事業> 1 地域コミュニティ活性化の推進 (1) 世代間交流学習会の推進（町内会、小学校区） 2 生涯学習事業の推進 (1) はたちの集いの実施 3 家庭教育・青少年教育の支援 (1) 家庭教育講演会の実施、家庭教育講座（単位PTA実施）の開催支援 (2) 障がい児(者)家庭教育学級の開設（公民館エリア等） (3) 家庭教育啓発パンフレット「家庭教育1、2、3」の発行・配布 (4) 少年団活動の振興、指導者等への研修の実施 4 総合的な放課後対策事業「放課後子ども総合プラン」の推進 (1) 児童クラブの運営・運営管理（公設公営 43 箇所、公設民営 36 箇所） (2) 放課後子ども教室の実施（26 小学校、義務教育学校、12 公民館） <公民館事業> 地域子育て創生事業 1 乳幼児対象 (1) 子育てサークルへの支援（登録団体等） (2) 読み聞かせ、お話会の実施 2 小学生対象 (1) 親子体験教室の実施（陶芸、クッキング等） (2) 子ども伝統文化教室の実施（琴教室、伝統年中行事の継承） (3) 子どもスポーツ教室の実施（卓球教室） (4) 子ども教室（囲碁、絵画、造形、陶芸、将棋の各教室） 3 中学生・高校生対象 (1) 居場所づくり 4 その他 (1) 公民館ロビーでのギャラリー実施 (2) 母と子のオープンルーム（母親学級）

所 管 名	事 業 名
学校教育課	1 学校園連携ユニット推進事業 (1) 就学前から小学校・中学校までの連続した学びの推進 (2) 青少年関係団体・機関との連携強化 (3) 学校園支援ボランティアの活動推進 2 地域とともにある学校づくり推進事業 (1) 学校運営協議会の設置、運営 (2) 学校・家庭・地域が協働する学校支援活動の推進 3 兵庫型学習システムの推進 (1) 小学校1・2・3・4年生における35人学級の実施 (2) 兵庫型教科担任制 (3) 少人数指導 4 英語活動支援事業 (1) 小学校3・4年生外国語活動、5・6年生外国語、中学校及び義務教育学校、加古川養護学校にALT派遣 (2) 保育園・こども園・幼稚園にALT派遣 (3) オンライン英会話（中学校・義務教育学校後期課程）、外部検定試験（中学校3年生、義務教育学校9年生）、英語評価ツール（小学校・義務教育学校5・6年生） 5 研究開発事業、未来を拓く学び推進事業、ことばの力総合推進事業 (1) 主体的・対話的で深い学びの研究 (2) 協同的探究学習に基づく授業実践 (3) 「ことばの力」育成プログラムに基づく教育実践 6 兵庫型体験活動の推進 (1) 環境体験事業（小学校・義務教育学校3年生）の実施 (2) 自然学校推進事業（小学校・義務教育学校5年生）の実施 (3) わくわくオーケストラ（中学校・加古川養護学校中学部1年生・義務教育学校7年生）の実施 (4) トライやる・ウィーク推進事業（中学校・加古川養護学校中学部2年生・義務教育学校8年生）の実施 (5) 心のバリアフリー推進事業（加古川養護学校生）の実施 7 学校ウェルネス促進事業 (1) かこがわウェルネス手帳（データ版）の活用 (2) 食育、健康教育の推進 (3) 体力、運動能力、運動習慣等調査 8 文化・体育活動推進事業 (1) 中学校連合音楽会 (2) 小中学生作品展（美術展、書写展、理科作品展） 9 人権教育の推進 (1) 児童生徒支援教員の配置 (2) 子ども多文化共生サポーター及び外国人児童生徒等サポート員の配置 (3) 人権教育研修会の開催 10 「心の絆を育む」ハートフル推進事業 (1) 児童会、生徒会を中心にした心の絆を深める自主的・自発的活動の推進 (2) 仲間とつながり、自他の命と心を大切にする活動の推進 (3) いじめ防止啓発ポスター・標語の募集 (4) いじめ防止啓発月間の設置

所 管 名	事 業 名
幼児保育課	1 就学前教育・保育の提供 (1) 市立保育所・認定こども園・幼稚園の運営 (2) 私立保育所、認定こども園等に対する運営費の支弁 2 学校園連携ユニット推進事業 (1) 就学前から小学校までの連続した学びの推進 3 地域子ども・子育て支援事業の実施 (1) 延長保育事業 (2) 一時預かり事業 (3) 病児保育事業 4 障がい児保育事業の実施
家庭支援課	1 要支援家庭への支援 (1) 家庭児童相談事業 (2) 加古川市要保護児童対策地域協議会 ① 代表者会議、連絡会議、事例検討会議、実務者会議の開催 ② 幼小中学校園、認定こども園、保育園と適宜情報交換会を実施 (3) 子育て家庭ショートステイ事業 (4) 子育て世帯訪問支援事業 (5) 加古川市こども家庭センター 2 子育て支援の推進 (1) 児童手当、児童扶養手当の支給 3 母子及び父子並びに寡婦福祉事業 (1) 母子・父子相談及び自立支援に向けた情報提供、指導、支援 (2) ひとり親家庭等学習支援事業
こども政策課	1 子ども・子育て支援の推進 (1) 子ども・子育て支援事業計画に基づく取り組みの点検・評価及び推進 (2) 子ども・子育て会議 2 地域子ども・子育て支援事業の実施 (1) 加古川駅南子育てプラザ・東加古川子育てプラザ (2) ファミリーサポートセンター (3) 志方児童館 3 子どもの貧困対策の事業推進
高齢者・地域福祉課	地域福祉の増進及び明るい地域社会づくりの推進 1 加古川市民生児童委員連合会 青少年の健全育成に係る個別相談を行うとともに、地域での見守り体制を支援 (1) 育児支援標語及びポスターの募集 (2) 地域福祉標語等の募集 (3) 「ゆうあい年賀」はがきの製作、配布 (4) 児童委員・主任児童委員活動の支援 2 加古川保護区保護司会 (1) 「社会を明るくする運動」街頭啓発の実施 3 加古地区更生保護女性会 (1) 更生保護施設・矯正施設収容者への援助・協力 (2) 地区保護司会に協力し、青少年の更生を支援

所 管 名	事 業 名
スポーツ・文化課	1 スポーツ・レクリエーション活動の推進 (1) 総合型地域スポーツクラブ(12 公民館エリア、31 クラブ)の発展に向けた支援 (2) スポーツライフセミナーの開催(小学校コース、エンジョイコース) 2 スポーツ事業の実施 (1) 加古川スポーツカーニバルの開催 (2) 加古川カップ綱引大会の開催 (3) スポーツ協会健康・体力づくり事業の実施 (4) 障がい者スポーツの普及啓発 (5) 加古川マラソン大会の開催 (6) 加古川ツーデーマーチの実施 (7) 加古川市ボッチャ大会の開催
人権文化センター	1 人権教育啓発の推進 (1) 人権を大切に市民運動の実施 (2) 人権啓発標語・キャッチコピー・ポスター・人権マークの募集 (3) 啓発紙誌(人権の絵手紙カレンダー、人権文化センターだより等)の発行・配布 (4) かこがわハートフルフェスタ(子ども向け映画による人権啓発)の開催 (5) 地域、家庭、学校教育関係者が連携し実施する「人権教育推進市町事業」への支援 (6) 幼児、保護者、地域の人権学習活動を推進する「人権教育振興事業」への支援 (7) 市内 12 公民館エリアで人権ひろば(人権講演会)を開催 2 人権相談の実施 (1) 人権相談専用ダイヤル(平日 9:00~19:00、土曜日 9:00~17:00)の設置 (2) 人権擁護委員が担当する『こどもの人権 110 番』の周知
加古川警察署	1 少年非行防止活動 (1) 春・夏休み期間中における初発型非行等の防止 (2) 家出少年発見保護活動の強化 (3) こどもの福祉を害する犯罪の取締り強化 (4) 少年に手を差し伸べる立直り支援活動の実施 (5) サイバー犯罪防犯教室、非行防止教室の開催 (6) 少年相談の促進と個別指導の強化(東播少年サポートセンターとの連携強化) 2 薬物乱用防止 (1) 小・中学生を対象とした薬物乱用防止教室の開催 (2) 少年の薬物乱用防止に向けた広報・啓発活動の推進 3 その他 (1) 幼児・児童・生徒を対象とした交通安全教室の開催 (2) 小学生作文全国コンクール「わたしたちのまちのおまわりさん」募集 (3) トライやる・ウィークの受入れ

講 演

■ こども大綱と少子化対策 ■

加 古 川 市 こ ど も 部
こども政策課長 中川 卓也

ひょうご青少年憲章

いま、私たちは暮らしや社会のあり方が大きく移り変わる転換の時代にあります。先日の阪神・淡路大震災は、人と社会に何が必要なのかを改めて教えてくれました。

私たちは、これまでの自分の生き方を省みて人間生活の基本に立ち返り、自らを尊ぶと同時に、家庭や地域や国、そしてかけがえのない地球に生きる人間として、ひょうごの明日を担う青少年とともに、自信と夢と勇気をもって21世紀を築いていくことを誓い、この憲章を定めます。

- 1 自分を大切にし、自らを律し、行いに責任をもって生きていこう
- 2 ふれあいを深め、正義感をもち、社会を担う一人として生きていこう
- 3 人の痛みや喜びを感じあえる心をもって生きていこう
- 4 多様な人々の存在を受け入れ、ともに支えあって生きていこう
- 5 自然を愛し、生命を尊び、みえない世界にも襟を正して生きていこう
- 6 先人に学び、明日に夢をえがき、勇気をもって未来を拓いていこう

【平成 12 年 3 月制定 新兵庫県青少年憲章制定県民会議】

児 童 憲 章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる

児童は、社会の一員として重んぜられる

児童は、よい環境の中で育てられる

【昭和 26 年 5 月 5 日制定 児童憲章制定会議】

加 古 川 市 民 憲 章

わたくしたち加古川市民は

- 1 きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。
- 1 文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。
- 1 自然を愛し、美しい環境をつくりましょう。
- 1 健康で働き、しあわせな社会をつくりましょう。
- 1 愛情をもち、青少年の夢と希望を育てましょう。

【昭和 39 年 11 月 3 日 制定】